

角膜移植希望者（レシピエント）の選択 の標準的な基準（文章編）

1. 移植希望者待機リスト

各眼球あっせん機関において、移植希望者の登録順に角膜移植待機リストを作成する。なお、角膜移植希望者が医学的に緊急な角膜の使用を必要とする状態にあるときは、広域あっせんを含めた眼球あっせん機関の間におけるあっせんについても考慮する。

2. 優先順位

（1）1眼の提供があった場合

1眼のみの提供があった場合には、以下の順に優先順位を判断し、移植先を決定する。

まず、眼球提供者（ドナー）が親族に対し眼球を優先的に提供する意思を書面により表示している場合であって、その親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に定められた配偶者、子及び父母）が移植希望者待機リストに登録されているときは、当該親族を優先する。

次に、角膜穿孔、角膜潰瘍、角膜感染症などにより、各眼球あっせん機関の医学基準委員会等における検討の結果、医学的に緊急な角膜の使用が必要であると認められる移植希望者がいる場合には、当該移植希望者を優先する。

以上の者がいない場合には、移植希望者待機リストにおいて待機期間の長い者を優先する。

（2）2眼の提供があった場合

2眼の提供があり両眼とも移植に適している場合には、1眼は（1）に従って移植先を決定する。

もう片眼は、以下の順に優先順位を判断し、移植先を決定する。

まず、眼球提供者（ドナー）が親族に対し眼球を優先的に提供する意思を書面により表示している場合であって、その親族（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」第2の1に定められた配偶者、子及び父母）が移植希望者待機リストに登録されているときは、当該親族を優先する。

次に、角膜穿孔、角膜潰瘍、角膜感染症などにより、各眼球あっせん機関の医学基準委員会等における検討の結果、医学的に緊急な角膜の使用が必要であると認められる移植希望者がいる場合には、当該移植希望者を優先する。

次に、両眼性の高度の視力低下、両眼又は片眼の疼痛などにより、各眼球あつせん機関の医学基準委員会等における検討の結果、角膜の使用の必要性が高いと認められる移植希望者がいる場合には、当該移植希望者を優先する。

以上の者がいない場合には、移植希望者待機リストにおいて待機期間の長い者を優先する。

3. 附則（両眼の移植が必要な者の取扱い）

両眼に対する移植は、片眼移植終了後に改めて移植希望者の登録を行うこととする。ただし、両眼とも医学的に緊急な角膜の使用が必要とされる場合は、この限りでない。